

「法科大学院の設置基準等について」

(中央教育審議会 答申概要) (平成14年8月5日)

基本的な考え方

司法制度改革

- ・司法制度改革審議会意見 (平成13年6月)
- ・司法制度改革推進計画 (平成14年3月)

大学改革

- ・高等教育制度の大綱化、弾力化
- ・教養教育改革
- ・高度専門職業人の養成 等

新たな法曹養成制度の中核としての法科大学院の実現
今後の大学改革の行方を展望する上での試金石

設置基準等の内容

法曹養成に特化した「専門職大学院」として位置付け

課程の修了要件は3年以上の在学、93単位以上の取得

- ・なお、法学既修者については、1年以下(30単位以下)を短縮

法理論と実務との架橋を強く意識した教育

- ・体系的な教育課程を編成
- ・双方向的・多方向的で密度の濃い教育(少人数教育、事例研究、討論など)
- ・授業方法・計画、成績評価方法の明示、厳格な成績評価及び修了認定を実施

(主な科目の例)

- a 法律基本科目群 (公法系、民事系、刑事系)
- b 実務基礎科目群 (法曹倫理、法情報調査、法文書作成、模擬裁判など)
- c 基礎法学・隣接科目群 (基礎法学、外国法、政治学、法と経済学など)
- d 展開・先端科目群 (労働法、経済法、税法、知的財産法、環境法など)

入学者選抜では、公平性・開放性・多様性を旨として、入試のほか、幅広い分野の学業成績、学業以外の活動実績等を総合的に考慮

- ・多様性確保のため、法学部・法学科以外の出身者や社会人等を一定割合入学
- ・全ての出願者について、適性試験(法律学の学識ではなく、判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すもの)を実施し、法学既修者として出願する者に対しては、法律科目試験を実施

教員は、高度の教育上の指導能力があると認められる者

- ・最低限必要な専任教員数は12人
- ・教員資格は、教育実績や教育能力、実務家としての能力・経験を大幅に加味
- ・専任教員のうち、相当数(概ね2割程度以上)は実務家教員

大学関係者や法律実務に従事する者、法的サービスの利用者等で構成される機関による第三者評価(適格認定)

- ・設立時の設置認可の審査とともに、新たな法曹養成制度の中核的機関としての水準の維持・向上を図るため、継続的な第三者評価(適格認定)

その他

- ・複数の大学が連合して設置する大学院(連合大学院)を制度化
- ・奨学金、教育ローン、授業料免除制度等の各種支援制度を充実